

あなたが所有または管理されている 「空き家」は適正に管理されていますか？

☎/開発建築課 ☎423-3854

管理が不十分で荒廃化が進んでいる空き家は、公衆衛生・治安の悪化、景観阻害など、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があります。建物を適正に維持管理することは、所有者等の責務です。

近隣に管理不全の空き家があつてお困りの方は、開発建築課までご相談ください。

朝霞市の空き家対策

■空き家のワンストップ無料相談窓口（予約制）

市では、関係団体と協定を締結し、空き家に関する無料相談を行っています。

相談は予約制となりますので、次の相談窓口へ電話で予約してください。

対象/市内に空き家を所有または管理している方

相談窓口/

- ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部 ☎468-1717
受付時間/午前10時～午後4時(水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会県南支部(有限会社内田設計内) ☎461-4507
受付時間/午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)
- ・一般社団法人日本空き家対策協議会 ☎042-453-8000
受付時間/午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)



■朝霞市空き家バンク制度

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行う制度です。空き家を「買いたい・借りたい」と考えている方は利用登録が必要です。交渉・契約は、市と協定を締結した専門家「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部」の会員である宅建業者が、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉・契約等に直接関与することはありません。

※現在、利用希望者は多数いらっしゃいますが、物件の登録が無いため、利用希望登録をされてもご紹介できる空き家は無い状態です。「実家を相続したが、維持管理に困っている」「古い空き家だから処分したい」など、空き家を「売りたい・貸したい」方は、空き家バンクへの登録をぜひご検討ください。



■空き家問題解決に取り組んでいます

市では㈱クラッソーネおよび㈱武蔵野銀行と「朝霞市における空き家対策の促進に係る連携協定」を締結しています。

・解体費用シミュレーターをご利用ください ☎/クラッソーネ窓口 ☎0120-304-395 (平日午前9時～午後6時)
専任アドバイザーが解体の見積もりから工事完了までワンストップでサポートします。
また、「解体費用シミュレーター」や「解体工事 DX プラットフォーム」がご利用いただけます。

・武蔵野銀行の相談窓口をご利用ください ☎/武蔵野銀行朝霞支店 ☎461-5345

空き家の解体・購入資金のほか、空き家の改築や改装、解体後の土地の利活用などに、「空き家活用ローン制度」がご利用いただけます。詳しくは、お問い合わせください。

